

北海道大学総合博物館利用内規

第17条（上映、配布等が目的の標本の写真撮影等）

標本の写真・映画等の撮影（写真原版使用等、テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。）又は模写・模造（以下「撮影等」という。）については、学術研究、教育に支障がない限り、次に掲げる場合を除き許可するものとする。

- （1） 撮影等により、標本の保存に悪影響が生じると認められる場合
- （2） 撮影等が、好ましくない用途に供するものと認められる場合
- （3） 撮影等により、博物館の事務処理に著しい支障が生ずると認められる場合
- （4） 標本のうち寄託品であるもの又はほかに著作権者があるものについて事前にそれぞれ当該寄託者又は著作権者等の書面による同意を得ていない場合
- （5） 博物館に属する写真原版からの複製により、目的を達成することができると明らかに認められる場合
- （6） その他撮影等を許可することが適当でないと認められる場合